

平成12年度 包括外部監査の結果報告書(ガス事業)の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 外部監査の対象

ガス事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に関わる事業の管理」

(2) 監査の対象期間

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

3 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

ガス事業は、多くの市民の生活基盤に係わるものであり、公益性・公共性が高く、住民の福祉の増進に重要な関係がある。仙台市ガス局(以下「ガス局」)は政令指定都市で唯一の、また、地方公営企業として最大規模の公営ガス事業者であるが、平成11年度末で12,732百万円の累積損失を計上している。今後、規制緩和に伴い、エネルギー供給者間の競争が激しくなることが予想され、一層の経営効率化を図る必要性が高い。したがって、ガス事業の財務事務が関係諸法令等に従って合规に遂行されているか、また、経営管理事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成しているかどうか調査することが有用であると判断して選定した。

4 監査の要点

財務事務

- 料金収入は適時にかつ正確に管理されているか
- 人件費の支出は法令等に準拠しているか
- 固定資産の取得、管理及び会計処理は法令等に準拠しているか
- 原料費及び主要経費(委託費等)の購入契約、支出、会計処理は法令等に準拠しているか
- 企業債の起債及び償還は法令等に準拠しているか

管理運営事務

- 人員配置、勤務体制は効率的か
- 原価計算を含む損益管理が適切に行われているか
- 効率的な設備投資が行われているか
- 所有不動産の利用状況はどうか。遊休状態のものはないか

- 関連出資団体に対する管理が適切に行われているか
- 情報システムの整備、運営状況は適切か

5 外部監査の実施期間

平成 12 年 9 月 25 日から平成 13 年 3 月 22 日まで

第 2 外部監査の結果

1 LNGの評価

LNG 評価方法については先入先出法で評価されているが、平成 12 年 3 月の受入金額の中には当月受入 LNG 購入に対応しない 2 月入荷 LNG 購入代金その他購入付随費用が含まれており、この結果、LNG の期末評価単価は他の月と比べ高いものとなっている。海外からの輸入となる LNG 購入では代金決済が入庫の数日後となるにもかかわらず、従来処理方法を継続していたためであり、LNG 入庫時に購入代金を見積計上する会計処理によって計算すると棚卸資産は 473 百万円過大に計上されている。LNG 評価計算にあたっては、以下の処理を行うことが必要である。入庫時に仮価格で未払計上する。重要な付随費用についても見積計上する。決済時の為替変動による為替換算差損益は営業外損益で処理する。

2 関連出資団体への業務委託

仙台ガスサービス(株)及び仙台ガスエンジニアリング(株)へのガスメーター交換に関する業務が入札不適を理由に随意契約により委託されているが、仙台ガスエンジニアリング(株)とのガスメーター交換業務委託契約については、同社がガスメーター製造会社 A 社へ一律 8% 低く設定した単価契約で再委託しており経済合理性のある契約とは認められない。また、再委託契約の存在は、少なくとも A 社等のガスメーター製造会社を対象とした競争入札を実施できる可能性を意味しているものであり、ガス局が同業務を入札不適を理由に仙台ガスサービス(株)及び仙台ガスエンジニアリング(株)との間で随意契約としていることは不適当である。

3 特殊勤務手当の支給

ガス局は、ガス局職員の給与に関する規程第 29 条に従い、第 1 種から第 4 種までの特殊勤務手当を支給している。ガス局職員は、ガス取扱いという危険な作業に従事すること、工場勤務等交代制勤務があることより、これら勤務に従事するものに対して特殊勤務手当を支給することはその趣旨に沿ったものであるが、現行の支給対象者の大半は、その職務が本来の職務であって、特殊勤務手当を支給すべき勤務の特殊性が認めがたい職員である。また、支給方法についても、日、時間又は回数を単位として定めることが一般的であり、当該手当の性質上、全てを月ぎめで定めていることは適当ではない。当該手当支給の趣旨を認識したうえでの見直しが必要である。なお、平成 11 年度の年間特殊勤務手当支給総額は 96 百万円である。

第3 結果報告書に添えて提出する意見の概要

ガス局の経営状況と課題

1 都市ガス業界を取り巻く経営環境

近年の規制緩和の流れの中でガス事業も大口供給に係る料金規制及び参入規制が緩和され、さらには平成 15 年を目処にガス小売の完全自由化や新規参入のためのガス施設の開放等が検討されており、ガス事業分野における新規参入者又は他のエネルギー - 産業との激しい競争が予想される。

2 ガス局の経営状況

ガス局は現在天然ガスへの原料転換による熱量変更作業を推進中であり、LNG 導入設備などの巨額の投資を実施しており、企業債残高は 1,000 億円を超え財務状況の悪化が著しい。近年の売上高はほぼ横ばい傾向にあり、熱量変更による設備投資や開発費投資の償却等の費用負担をガス料金に転嫁させていないため、過去数年巨額の損失を計上している。

3 認可ガス料金と損益状況

ガス料金は経済産業省の認可を受ける必要があるが、認可料金には適正な事業報酬（利益）が認められている。ガス局の場合も平成 9 年 1 月よりの料金改定にあたっては年間 729 百万円の事業報酬（利益）が得られることになっている。それにもかかわらず平成 11 年度は 5,024 百万円の損失を計上しているが、この差異は熱量変更に関する原価をガス料金に反映させていないことが主要な要因となっている。なお、熱量変更に関する原価以外の通常原価の中には認可料金算定の際に予測算定した額を超過している原価項目がかなりあるが、これらの原価項目は売上額が微増の状況を考慮すると認可料金算定の際に予測算定した金額内に抑えるよう厳しい管理が要求される。

4 ガス局の長期経営計画

ガス局は長期的な経営指標と実行計画の推進について定めた天然ガスビジョン 2 1（平成 10 年度からの 10 年計画）を策定し現在実行中である。この長期計画は 3 年毎の中期計画に区分され、現在は第 1 期（平成 10 年度 - 平成 13 年度）のアクションプランを実行中であるが、目標達成のためには更なる経営努力が求められる。

（1）業務用販売量の増加について

長期計画で目標としている業務用の販売量を 100,585 千 m^3 から 10 年間で 2.7 倍の 272,800 千 m^3 に増加させることは並大抵の努力では困難である。

（2）家庭用販売量の増加について

年間 9,300 件の顧客数の拡大と顧客 1 件当たりの消費量の向上を見込んでいるが、現状の人口動向、ガス局の現状の販売体制による新用途の開拓による機器の普及状況を考慮すると、その達成には難しいものがある。

5 長期経営計画の推進状況

長期経営計画の第一期アクションプランにおける平成10年度、11年度についての販売量の計画達成状況は目標値に対して大幅に下方乖離している。当初2年度の実績で全体の長期計画を判断するのは時期尚早ではあるが、今後も楽観的な見込を立てられる経営環境ではなく、今後も実績が大幅に目標値を下回った場合、損益の回復が大きく遅れるばかりでなく、企業債償還資金を予定通り確保できなくなる可能性も否定できない。

6 同業他社との比較

ガス局と同規模のガス事業上場民間業者とガス事業に関する主要項目を比較するとガス局の状況は以下のように分析される。

ガス局は販売構成が家庭用に偏っている。

一般契約のガス料金はかなり低い水準であるが、大口供給等が少ないため単純販売単価はさほど低い水準ではない。

単位当たり限界利益（売上高から直接費を控除）は平均値並みであるが経常損益は非常に劣っている。

ガス事業以外の事業規模（器具販売高等）が少ない。

当該比較においてガス局だけが公営企業であり、民間企業が負担している租税公課をガス局は負担していない。もし民間企業と同程度の租税公課を負担すると仮定した場合、全需要家に対するガス局の平均料金は必ずしも低いとは言えない。

熱量変更に伴う原価の回収方法として民間企業は現行料金を引き上げているが、ガス局は据え置いている。当該原価を現在回収するか、将来回収するかでありどちらが良いかは議論のあるところであるが、長期経営計画の達成如何によってはガス局は将来の不確実性に対する大きなリスクを負っている。

7 ガス局の課題

ガス局は、1) 伸び悩む販売量の拡大、2) 負担の重い固定費の削減と経営効率の向上を図らなければならないが、ガス局がこれらの目標を効果的に達成するためには公営企業としての制約があり、これらにどのように対処するかがガス局の経営課題である。

(1) 機動性、能率性、企業活力の確保

公営企業は、一般に年功序列的な給与体系であり、また、営業における積極的活動など企業としての機動性に欠けている。変化の激しい経済社会において、常に変化に対応できる機動性の確保は企業存続に不可欠であるが、ガス局は機動性に欠けているように見受けられる。

(2) 経営の多角化

将来の他エネルギーとの競合及び人員の適正配置を図るため、また新しいエネルギー事業者として、顧客のニーズに responding していくためには経営の多角化が要請されるが、経営多角化に対しては現行の公営企業の組織体制よりは、民営の方が弾力的に対応できると考える。

(3) 業務提携、合併等

ガスの安定供給のため、他事業者との業務提携による共同購入の検討、経営多角化の観点から、他エネルギー業界や規模のメリットを追求した他同業事業者との広域的な業務提

携、合併等も想定した事業を推進する必要があるが、このようなグループ内外との業務提携、合併、組織変更、グループ総合力の向上などには民営の方がより弾力的に対応できると考える。

(4) 人材の確保

激しい変化に対応するため、状況に応じ必要とする人材を確保するためには、ヘッドハンティングなどを柔軟に実施できる民間の方が有利な面があり、臨機応変な適正配置の上で公営の場合の定員制は弊害となる可能性が高い。

ガス事業において平成 11 年度のガス事業年報によれば、総事業者 241 者中 172 者(71.4%)、ガス販売量 9,835 億 MJ 中 9,517 億 MJ(96.8%)が民営企業である。また、公営企業のほとんどは民営の難しい中小零細事業者であるが、ガス局は販売量で見ると全国 9 位の規模であり、公営企業でなければ事業継続が難しい規模ではない。また、平成 8 年 12 月に行政改革委員会が公表した「行政関与のあり方に関する基準」によれば、「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき行政の活動を必要最小限にとどめることを基本にしている。このような事業規模や行政改革の視点、規制緩和によるガスを取り巻く経営環境の変化を考慮するとガス局を公共性を重視して現状のまま公営として存続することが市民の利益になるのか、もしくは公営という枠を取払いエネルギー業界の変化に柔軟に対応できるもしくは対応しやすい組織に改め、変化への対応を通じて市民の利便を最大限に図るよう促すべきかを比較考量し、また、ガス局の事業リスクを限定させるためにもガス事業の経営形態について民営化を含め再検討する必要があるのではないかと考える。

ガス局の経営管理体制

1 経営状況に対する情報公開と経営責任の明確化

できるだけ積極的に現状の経営状況や今後の経営見通しを具体的に情報公開し、ガス局が市民に対し説明責任を果たすとともに、ガス局の経営責任を明確にすることが必要と考える。

2 予算管理について

ガス局の予算は地方公営企業の予算規則に従って策定、運用されているが、民間企業の予算管理に比較し組織単位の利益目標として設定されておらず、また月次単位での予算・実績比較がなされない。差異原因は費目毎の差異額のみが説明されており、差異原因を詳細に分析していない。したがってこれらを改善する必要があると考える。

3 目標管理について

ガス局では平成 10 年度より目標管理を実施しているが、各部、各課で取り組むべき具体的目標は設定されているが予算化されておらず、また目標達成促進のための業績評価が実施されていない。より実効性ある経営管理をおこなうためには予算化による目標管理を導入し、業績評価を可能な限り実施すべきである。

4 原価計算について

原価計算は財務諸表作成目的等種々の経営管理上の目的遂行のために利用されるが、現在のガス局の採用している原価計算は改善の余地が多いにある。原価計算に課せられた諸目的を達成するため、経常的に実施されるべき制度として、どのような形態が望ましいかを検討することが必要と考える。

5 設備投資効率

ガス局の設備投資効率は民間ガス事業者と比較して低くなっている。ガス局の設備投資額は全て企業債の発行で資金調達されことになるが、年間売上の4倍を超える企業債残高がある現状においては、平均的な設備投資効率をおおきく下回る設備投資を抑制することが必要である。導管設備投資には、安定供給体制の整備をする上で必要な工事もあるが、新規需要開拓を目的とした導管設備工事については、投下資本の回収期間の算定等、設備投資の採算計算により設備投資の可否判断が必要と考える。

6 配管用資材購入

配管資材購入について平成11年8月より工事請負業者が調達する請負材料制度に変更したが、以前の支給材料制度に比較してガス局にとってメリットがあるかどうか疑問であり、両者についての費用対効果を再検討する必要があると考える。

7 ガス料金口座振替の促進

ガス料金の徴収方法に関して支払期限を超過する督促及び停止予告の発生割合が高い「払込」から「口座振替」へのより一層の切替、普及が必要であると考ええる。

8 業務委託料の積算の妥当性

関連出資団体等に随意契約で「開栓業務」等の業務を委託しているが委託費が金額的に重要性が高いこと及び経営の透明性の見地から積算の妥当性を全面的に再検討することが必要と考える。

人件費

1 給与体系

ガス局職員の現行給与体系は、市の一般行政職員の給与表と基本的に同じであり、地方公営企業法第38条でいう同一の事業を営む民間ガス事業者の給与、ガス局の経営の状況その他が考慮されているか疑問である。これは人件費を硬直化させる一方、職員の企業経営向上への動機付けが上手く働かない構造になっている。したがってガス局独自の採用を前提とした、成果に応じた給与体系の構築を検討する必要があると考える。

2 給与及び諸手当支給の一本化

ガス局は給与は毎月 21 日、諸手当は翌月 10 日と月 2 回支払っているが、1 回に一本化することが効率的であると考える。

3 人員計画

熱量変更作業要員約 200 名、及び現在 6 B ガスを製造している港工場要員 65 名について、熱量変更が終了する平成 16 年度以降どのように既存組織の中で活用していくか明確な方針は出していない。今後の長期経営計画との関連もふまえて、組織全体の再構築とともに、市本局側との人事交流も含めた有効な人員計画を早急に確立しておく必要があると考える。

会計処理と表示

1 退職給与引当金の計上方法

ガス局は職員の退職金の支給に備えるため、退職給与引当金を法人税法で定める累積限度額基準（平成 11 年度は 33%）に基づき計上している。但し、供給設備関連職員 19 名に対し引当がされていないし、熱量変更関連の職員 214 名についても熱量変更作業が開始されてからは引当金計上されていない。退職給与引当金は支給対象者全員に対して計上すべきであり、法人税法基準ではなく一般に認められた企業会計の基準によって計上することが必要であると考える。

2 製造設備の特別償却の実施

港工場の製造設備は平成 16 年度で廃止予定になっており、通常の減価償却では廃止時に一時に多額の除却損失が発生する可能性がある。従って地方公営企業法による特別償却を実施する必要があると考える。

3 製造設備の除却処理

港工場のガスプラントの 1 つが平成 11 年 11 月に稼働停止、平成 12 年 6 月に廃止しているが、平成 11 年度で除却処理、または評価減をする必要があつと考える。

4 重要な会計方針について

財務諸表に重要な会計方針をガス会計規則に従って注記する必要があると考える。

競争入札の透明性の確保

入札制度の透明性をより確保するため現在行っている予定価格の事後公表を事前公表に変更することが望ましいと考える。

関連出資団体に対する持株比率の見直し

関連出資団体への持株比率を 2 社は 100%の持株比率に、また 1 社は過半数の持株比率にすることが必要と考える。

遊休土地の早期処分

遊休土地の早期処分が望まれる。